

令和2年4月1日
株式会社 希壮

令和2年度 処遇改善交付金について

下記の通り、処遇改善交付金を活用し、職員の処遇改善に努める。

1, 給与改定

原則として就業規則に則り行う。勤務状況により修正あり。

基本給 正職員 ¥1000～¥3000/月、但し1年未満は¥500/月

パート職員 ¥10/時間、但し1年未満は¥5円/時間

職務手当 正社員及び常勤パート職員 ¥1000～5000/月、パート職員
¥10/時間を支給する。但し、キャリアパス規程により、指定の研修を受講
した場合。

夜勤手当 ¥1000/回を増加し¥4500

処遇改善手当 正社員 ¥26000/月、パート職員 ¥150/時間を支給

勤勉手当 平成29年1月以降採用のパート職員 ¥60/時間を支給

1, 賞与（一時金）

原則的にパート職員には賞与は支給されないことになっているが、処遇改善交付金制度を活用し、以下の通り支給することとする。また、正職員にも、以下の通り割増支給する。処遇改善交付金は、給与改定を優先し、賞与での不足分は、法人負担とするが、経営上支払いが困難になった時は、減額する場合がある。

正職員

2年7月、12月に基本給の25%を上限として、勤務内容を勘案して
割増支給する。

常勤パート職員（平成29年1月以前の採用者）

2年7月、12月に1ヶ月の平均勤務時間に各自の時給を乗じた金額の
約75%（法定福利費含）を支給する。

勤務内容により、修正を加えることがある。